

平成19年5月16日

株式会社マイクロ  
代表取締役 中野 毅 殿

総務大臣 菅 義偉

平成19年3月3日付け(受付日:平成19年4月16日)で照会があった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則(平成13年8月29日総務省訓令第197号)第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の  
適用対象となる。 / ~~適用対象とならない。~~

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠  
(電波法関係)

照会のあった設備は、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」といいます。)第100条第1項第1号の「伝線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話、その他の通信設備」(高周波利用設備)に該当し、具体的には、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号。以下「施行規則」といいます。)第44条第1項第1号の電力線搬送通信設備に該当します。

電力線搬送通信設備のうち、定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通ずる電力線を使用するものであって、製造業者等が事前に型式について総務大臣の指定を受けたものについては、法第100条第1項の総務大臣の許可を受ける必要はありません。(法第100条第1項第1号、施行規則第44条第1項第1号)

しかしながら、今回の照会では、3相3線200V交流の2相を使うことが考慮されているため、「単相交流を通ずる電力線を使用する」という前述の指定の要件を満たさないことから、総務大臣の指定を受けることができません。

したがって、照会のあった設備を設置しようとするに当たっては、当該設備の使用者が法第100条第1項の許可を受ける必要があります。

なお、法第100条第1項の許可を受けることなく高周波利用設備を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。(法第110条第3号)

(有線電気通信法関係)

照会のあった設備は、購入者が建物内に設置し、自ら使用するものであって、当該建物内の既存配線と直接連絡されるものと理解しております。この場合、当該購入者は、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第3条第1項の規定に基づく総務大臣への届出について、同条第4項第2号の規定により当該届出を行う必要はありません。

本件担当

(電波法関係)

総合通信基盤局電波部電波環境課

大泉電波監視官、元村電磁障害係長

電 話 (03) 5253-5907

F A X (03) 5253-5914

(有線電気通信法関係)

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課

徳光課長補佐、岩坪企画係長

電 話 (03) 5253-5836

F A X (03) 5253-5838

○電波法（昭和 25 年法律第 131 号）

（高周波利用設備）

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備（ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。）

二（略）

2～5（略）

第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第百条第一項の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用した者

四～九（略）

○電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）

（通信設備）

第四十四条 法第百条第一項第一号の規定による許可を要しない通信設備は、次に掲げるものとする。

一 電力線搬送通信設備（電力線に一〇kHz 以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

(1) 定格電圧一〇〇ボルト又は二〇〇ボルト及び定格周波数五〇ヘルツ又は六〇ヘルツの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの

(2) 受信のみを目的とするもの

二（略）

2 前項第一号の(1)の総務大臣の指定は、次に掲げる区分ごとに行う。

一 一〇kHz から四五〇kHz までの周波数の搬送波を使用する次に掲げる電力線搬送通信設備

(1) 搬送式インターホン（音声信号を送信し、及び受信するものをいう。以下同じ。）

(2) 一般搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、四〇デシベル以上の減衰量を有するブロッキングフィルタにより他の通信に混信を与えないような措置が講じられた電力線又は他への分岐がない電力線を使用するものをいう。以下同じ。）

(3) 特別搬送式デジタル伝送装置（デジタル信号を送信し、及び受信するものであつて、使用する電力線に制限がないものをいう。以下同じ。）

二 屋内において二 MHz から三〇MHz までの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

○有線電気通信法（昭和 28 年法律第 96 号）

（有線電気通信設備の届出）

第三条 有線電気通信設備を設置しようとする者は、次の事項を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、設置の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 有線電気通信の方式の別
  - 二 設備の設置の場所
  - 三 設備の概要
- 2 前項の届出をする者は、その届出に係る有線電気通信設備が次に掲げる設備（総務省令で定めるものを除く。）に該当するものであるときは、同項各号の事項のほか、その使用の態様その他総務省令で定める事項を併せて届け出なければならない。
- 一 二人以上の者が共同して設置するもの
  - 二 他人（電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続されるもの
  - 三 他人の通信の用に供されるもの
- 3 有線電気通信設備を設置した者は、第一項各号の事項若しくは前項の届出に係る事項を変更しようとするとき、又は同項に規定する設備に該当しない設備をこれに該当するものに変更しようとするときは、変更の工事の開始の日の二週間前まで（工事を要しないときは、変更の日から二週間以内）に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 4 前三項の規定は、次の有線電気通信設備については、適用しない。
- 一 電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備
  - 二 設備の一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（第二項各号に掲げるもの（同項の総務省令で定めるものを除く。）を除く。）
  - 三 警察事務、消防事務、水防事務、航空保安事務、海上保安事務、気象業務、鉄道事業、軌道事業、電気事業、鉱業その他政令で定める業務を行う者が設置するもの（第二項各号に掲げるもの（同項の総務省令で定めるものを除く。）を除く。）
  - 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定めるもの